

お知らせ

10月1日は浄化槽の日 水資源 地域で守る 浄化槽

(第35回浄化槽の日標語)

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書（通知書）」を提出する必要があります。

■浄化槽の設置補助

公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助（予算上限あり）しています。補助を受けるには、対象地域や建物用途などの要件を満たす必要があります。設置を検討している方は、設置工事前に上下水道課へ相談してください。

■浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理は「3つの義務」といわれる「保守点検」「清掃」「法定検査」があり、浄化槽法によりそれぞれ定期的に行われることが義務づけられています。

※3つの義務を個々に契約する手間がなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約」（らくらく協議会・058-276-0306）という制度もあります。

■浄化槽の廃止・撤去

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず浄化槽の最終清掃（定期清掃ではありません）を実施した後に撤去し、「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。最終清掃を行わずに汚泥などを地下浸透させたり、河川などへ放棄したりした場合、不法投棄による処罰の対象になります。

■浄化槽の休止・再開制度

長期間使用しないなどで浄化槽を休止したいときは、使用休止のための清掃を実施した後、「浄化槽使用休止届出書」を提出してください。使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃および定期検査の義務が免除されます。再開したいときは、保守点検を実施した後、「浄化槽使用再開届出書」を提出してください。

問 上下水道課（内線336）

募集

市民大学講座で学ぼう

大学教授などその道の専門家を講師に招いて開く恒例の「市民大学講座」を全4回開講します。大学の講義が生で体験できる絶好の機会です。皆さんの参加をお待ちしています。

10月4日
(火) 「脳の不思議」
岐阜大学教授 志水泰武 先生

10月19日
(水) 「天文学の発展～人類は宇宙をどのように理解してきたか～」
名古屋大学総長 杉山直 先生

11月1日
(火) 「岩波新書『百姓一揆』の舞台裏～『太平記読み』の発見～」
一橋大学大学院教授 若尾政希 先生

11月16日
(水) 「自分の健康は自分で守る～あなたの骨は大丈夫ですか？～」
元名古屋文理大学教授 加藤恵子 先生

時間 午後7時～8時40分
場所 セラトピア土岐
対象 高校生以上の方
定員 各回50人（先着順）

申し込み 電話またはメールで生涯学習課へ申し込みください。
※メールの場合は、氏名、電話番号、希望講座名を記入してください。
※右の2次元コードからも申し込みできます。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、やむを得ず中止する場合があります。



問 生涯学習課（内線363、✉syogai@city.toki.lg.jp）